４　市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。

一　市町村長が、児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

二　特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

５　前項（第二号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

［一・二　略］

［６～９　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項ただし書及び第七号並びに第三十八条第九号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年四月一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（契約締結前交付書面の交付を要しない場合） **第八十条**　法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一・二　略］ 三　当該顧客に対し目論見書（前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項の全てが記載されているものに限る。）を交付している場合（目論見書に当該事項の全てが記載されていない場合にあっては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項の全てが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。）又は法第十五条第二項第二号に掲げる場合 四　［略］	（契約締結前交付書面の交付を要しない場合） **第八十条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　当該顧客に対し目論見書（前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合（目論見書に当該事項のすべてが記載されていない場合にあっては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。）又は法第十五条第二項第二号に掲げる場合 四　［同上］

４　市町村長は、特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

［号を加える。］

５　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

［一・二　同上］

［６～９　同上］

［号を加える。］